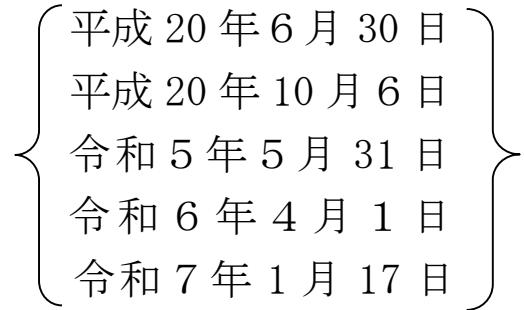


○ 委員会傍聴要領

(平成 14 年 9 月 26 日)

改正 
平成 20 年 6 月 30 日
平成 20 年 10 月 6 日
令和 5 年 5 月 31 日
令和 6 年 4 月 1 日
令和 7 年 1 月 17 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、委員会の傍聴に関し、京都府議会委員会条例（昭和 31 年京都府条例第 54 号）及び京都府議会運営委員会条例（平成 3 年京都府条例第 17 号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において「傍聴人」とは、議員及び府政記者以外の者で、第 4 条第 3 項の規定により傍聴証の交付を受けた者をいう。

(傍聴人の定員)

第 3 条 傍聴人の定員は、次のとおりとする。

- (1) 大会議室 10 名
- (2) 委員会室 各 5 名
- (3) 議会運営委員会室 5 名

(傍聴証の交付等)

第 4 条 傍聴を希望する者は、議会棟 1 階受付（以下「受付」という。）に申し出るものとする。

- 2 傍聴の申出の受付は、委員会開会予定時刻の 30 分前から行うものとする。
- 3 傍聴証は、傍聴申出受付順に交付する。ただし、委員会開会予定時刻の 15 分前の時点で、傍聴を申し出た者が各室の定員を上回る場合には、くじにより傍聴証の交付を受ける者を決定し、交付

する。

- 4 傍聴証の交付は、1人1枚とする。
- 5 同日に2以上の委員会を傍聴しようとする者は、先に交付を受けた傍聴証を返還後、傍聴人が定員に満たない場合に限り、新たな傍聴証の交付を受けることができる。
- 6 傍聴証は、交付当日に限り有効とする。

(傍聴証の携帯、返還)

第5条 傍聴人は、傍聴を終えるまでは、常時、傍聴証を委員長の指定した職員（以下「職員」という。）から認識できるところに携帯しておかなければならない。

- 2 傍聴人は、傍聴を終えたときは、受付に傍聴証を返還しなければならない。

(職員の指示)

第6条 傍聴人及び府政記者（以下「傍聴人等」という。）は、委員会の審議の妨げとならないよう、職員の指示に従わなければならぬ。

(傍聴席に入ることのできない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) ビラ、幕、たすきその他の委員会室に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 前2号に規定する物のほか、委員会の審議を妨害し、又は他の傍聴人等の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者
- (4) 酒気を帶びていると認められる者
- (5) その他委員会の審議を妨害することが明らかであると認められる者

- 2 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人等に対し、職員をして、前項第1号から第3号までに規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人等の守るべき事項)

第8条 傍聴人等は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 委員会室における言論に対し、拍手その他の方により公然と可否を表明し、又は委員会室に現在する者に対して威勢を示さないこと。
- (3) 携帯電話等は電子音や振動音が鳴らないように設定の上、委員長の認めた資料の閲覧に限り使用すること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) その他委員会の審議を妨害し、又は他の傍聴人等の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第9条 委員長は、傍聴人等がこの要領に違反するときは、その者を制止し、その命令に従わないときは、退場の命令その他の必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成14年9月26日から施行する。

(以下省略)